

八尾市建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情処理の手続きに関する要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、八尾市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）の入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理するために必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 この要綱による苦情処理対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。

- 一 指名競争入札方式によった工事
- 二 工事予定を公表したうえで締結した随意契約によった工事

（一次苦情処理申立ての範囲）

第3条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は次のとおりとする。

- 一 指名競争入札にあっては、当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者
- 二 随意契約方式にあっては、当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法に定める建設工事の種類について建設業の許可を有する者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者

（苦情申立ての方法）

第4条 苦情の申立ては、市が指名業者名及び随意契約の相手方の公表をした後30日（閉庁日を除く。）以内に、書面により市長に対して行うことができるものとする。なお、書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事名称、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載することとする。

（苦情申立てへの回答）

第5条 苦情の申立てがあった場合、市長は苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して、30日以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難、その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができる。

（苦情の申立ての却下）

第6条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

（再苦情の申立て）

第7条 第5条に定める回答書を受理した申立者であって、回答による説明に不服がある者は、市長に対して、回答書を受け取った日から7日以内に、書面により再苦情の申立てをすることができる。

（再苦情の申立てへの回答）

第8条 市長は、前条に定める再苦情の申立てがあったときには、入札等監視委員会に審議を依頼し、その審議の結果を尊重したうえで、入札等監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日

から起算して7日以内に申立者に回答するものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第9条 市長は、再苦情の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に再苦情の申立ての適格を欠くと認められるときは、その再苦情の申立てを却下することができるものとする。

（公表）

第10条 市長は、本要綱により苦情及び再苦情の申立てができることを、市政情報公開コーナーにおいて閲覧方式により市民に公表する。また、申立者に回答を行った場合には、申立者の提出した書面及び回答書を同様の方法で速やかに公表するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成13年6月20日から施行する。